

令和4年7月4日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小金澤 健司〈公印省略〉

「令和4年度アドベンチャートラベル市場調査事業」委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 事業名

「令和4年度アドベンチャートラベル市場調査事業」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書(業務処理要領)」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なおコンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

- (1) 企画提案指示書
- (2) コンソーシアム協定書
- (3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。事業内容に関する質問は、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し参加表明期限日以降に速やかに送信します。

担当:政策・マーケティング部 堀 TEL:011-231-6736

Email:n_hori@visithkd.or.jp

「令和4年度アドベンチャートラベル市場調査事業」

委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、国内観光客の減少に加えインバウンド観光客はほぼ皆無で推移するなど、観光業界を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。また昨今、国内観光客のみならず外国人観光客についても、コロナ禍を意識した旅行者の旅のスタイルの変化や新たなニーズが生じていると想定される。

政府は訪日外国人観光客の受け入れを再開したが、コロナ禍以前のインバウンド観光需要回復には相当な時間を要するものと思われる。こうした現状を踏まえつつやがて到来するインバウンドの本格回復を見据えたとき、北海道の今後の観光振興においては、外国人観光客がポストコロナで求める新たな旅行スタイル・ニーズ等を今から適切に把握しておく必要がある。

北海道は、広大な土地を有するとともに欧州や北米等とは異なる異国的な自然が存在しており、他の都府県と比べアウトドアアクティビティに対するニーズが高いと想定される。加えてコロナ禍による密回避の観点からもアウトドアに対する興味・関心が高まっている。

本調査は、北海道観光の新たなポテンシャルと考えられるアウトドアアクティビティや縄文文化・アイヌ文化等の異文化体験といったアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）に対するニーズ・関心度調査と、コロナ禍以前から来道意向が高く、インバウンド回復時に一早く来道すると思われる外国人に対する来道意向調査を実施する。

コロナ禍による観光業界を取り巻く大きな環境変化を調査によつて的確に把握するとともに、本事業により得られた客観的データに加え各種観光データの継続的な収集による過年度の調査結果と比較分析するとともに、AT市場調査においてはAT分野での北海道のポテンシャルを分析しポストコロナで求められる新たな旅行スタイルやニーズ等への効果的な打ち手を見出す。

調査・分析により得られた結果については当機構が活用するのみならず、道及び道内の自治体・DMO・観光関係団体等と共有し、インバウンド回復時を見据え誘客や着地整備等の効果的な打ち手を見出し実施検討する。

また調査・分析結果は道内各種観光団体の戦略立案等に活用していただくことを想定し、「北海道の観光統計データサイト」に格納する。

なお調査に当たっては過年度に当機構が実施した以下の各種調査を参考にし、特に来道意向調査については、調査・分析結果をより深掘りするとともに継続性について保たれるよう留意願いたい。

※令和3年度調査

「海外富裕層調査」

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/wp-content/uploads/2022/05/%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%90%E5%AF%8C%E8%A3%95%E5%B1%A4%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%B1%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0%E3%80%91%E5%AE%B9%E9%87%8F20MB%E4%BB%A5%E4%B8%8B%E7%89%88.pdf?version=2022523>

「北海道来訪者満足度調査」(外国人観光客)

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/wp-content/uploads/2022/06/%E4%BB%A4%E5%92%8C3%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%9D%A5%E8%A8%AA%E8%80%85%E6%BA%80%E8%B6%B3%E5%BA%A6%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2%EF%BC%89.pdf?version=20220630>

※令和2年度調査

「北海道来訪者満足度調査」(観光経済波及効果分析を含む)

<https://statistics.visit-hokkaido.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C2%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%9D%A5%E8%A8%AA%E8%80%85%E6%BA%80%E8%B6%B3%E5%BA%A6%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%88%E8%A6%B3%E5%85%89%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%B3%A2%E5%8F%8A%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E5%88%86%E6%9E%90%E3%82%92%E5%90%AB%E3%82%80%EF%BC%89.pdf?version=20220302>

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等または複数企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。(なおコンソーシアムの場合には別紙協定書を提出すること)
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利法人
 - ③ その他の法人、または法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額

9,961,000円(消費税及び地方消費税相当額10%を含む)

※新型コロナウイルス感染症の影響による観光機構の対応によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合または事業が中止になる場合がある。以上の場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和5年2月28日(火)

(2) 業務スケジュール

7月4日(月) 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

7月11日(月) 企画提案参加表明期限15:00締切

7月22日(金) 企画提案書の提出期限15:00締切

7月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定

7月下旬～ 契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和5年2月28日(火)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

7. 業務委託内容(企画提案事項)

AT にニーズ・関心が高いとされる国に居住する外国人に対する WEB アンケート調査並びにコロナ禍以前から来道意向が高いアジア圏に居住する外国人について、最新の来道意向を WEB アンケートにより調査実施する。加えて AT 市場調査については、ニーズや関心の高いコンテンツを組み合わせたモデルルートを作成し WEB によるテストマーケティングを実施、旅行会社等が商品作成する際の一助とする。

また新型コロナウイルス感染症に伴う旅行者の意識の変化、プロモーション、観光資源開発、受入環境整備に関する観光振興施策の検討に資する基礎資料が得られるよう、年齢階層別や国・地域別の特徴が把握できるような調査・分析を行うこと。

(1) AT 市場調査

① 調査対象国・調査件数

i) AT に関心が高い外国人が居住する欧米豪の5カ国(英国、フランス、ドイツ、米国、豪州)を必須とする。ただし調査目的に鑑み、対象国を追加することは構わない。

ii) 調査件数は1カ国あたり最低150件を目途とし、合計1,000件以上とする

② 調査・分析内容

i) 調査対象者の属性(国籍・性別・年代・所得等)や旅のスタイル(一人旅 or 複数、旅行費用、宿泊日数等)

ii) スキーやキャンプといった各アウトドアアクティビティへのニーズ・関心度・経験度

- iii) 北海道の認知度、北海道内で行えるアウトドアアクティビティに対するニーズ・関心度
- iv) 縄文・アイヌ文化等異文化への関心度等

③ 調査票の設計、作成、印刷

- i) 調査票の設計・作成を行うこと
- ii) 具体的な調査項目など調査票の設計は、観光機構と協議しながら業務を進めること

④ 調査の実施

- i) WEB上でATに関心が高い外国人をスクリーニング調査し、アンケートを実施すること
- ii) 調査のスケジュールを提案すること

⑤ その他

- i) 調査の設計及び集計、報告書作成にあたっては、北海道AT(インバウンド)に精通したアクティビティ毎の専門家(ガイド、有識者等)の監修を受けること

(2) 来道意向調査

① 調査対象国・地域・調査件数

- i) 来道意向の高い外国人が居住する東アジア及び東南アジアの8カ国・地域(中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア)を必須とする。ただし調査目的に鑑み、対象国・地域を追加することは構わない
- ii) 調査件数は1カ国・地域あたり最低150件を目途とし、合計1,500件以上とする

② 調査・分析内容

- i) 調査対象者の属性(国籍・性別・年代・所得等)や旅のスタイル(一人旅 or 複数、旅行費用、宿泊日数等)
- ii) 来道経験、来道を想定した場合の旅行日程、同行者、情報収集手段、旅行予算、体験・行動内容
- iii) 新たな観光資源※への興味・関心度
※新たな観光資源～AT:アイヌや縄文等の文化・スキーやキャンプ等のアウトドア等、SDG's、ワインツーリズム・酒蔵ツーリズム、ナイトタイムエコノミー等
- iv) 新型コロナウイルス感染症対策への関心、ポストコロナにおける北海道観光への期待度等

③ 調査票の設計、作成、印刷

- i) 調査票の設計・作成を行うこと
- ii) 具体的な調査項目など調査票の設計は、観光機構と協議しながら業務を進めること

④ 調査の実施

- i) WEB上で来道意向のある外国人をスクリーニング調査し、アンケートを実施すること
- ii) 調査のスケジュールを提案すること

(3) モデルルート造成・テストマーケティング

① テストマーケティングの概要・件数

- i) 上記(1)AT市場調査で得られた結果をもとにニーズや関心の高いコンテンツを仮説設定し、それら複数のコンテンツを組み合わせたモデルルートを造成しWEBによるテストマー

ケティングを実施する

- ii) 北海道エアポート株式会社(HAP)が運営する道内7空港※を発着地とするモデルルートとし、各空港2ルート以上、合計14ルート以上とする

※7空港…新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別の各空港

② モデルルートの造成

- i) モデルルートの造成を行うこと
- ii) コンテンツを含むモデルルートの造成は、観光機構と協議しながら業務を進めること

※調査データの取扱い

調査・分析の実施にあたり、収集された各種データはプライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分に配慮しつつ、外部関係者によるさらに踏み込んだ分析にも資するよう基礎データを広く提供できるよう設計すること。

また調査票の回答において、消費額等異常値の記載がなされた場合は無効回答とするなど適切に対処すること。

(4) 北海道の観光統計データサイトへの格納

- ① 調査データは、令和2年度に観光機構が構築した「北海道の観光統計データサイト」内で公開すること

※「北海道の観光統計データ」サイト：<https://statistics.visit-hokkaido.jp/>

- ② データの整形・ダッシュボードの作成にあたっては、Google スプレッドシート及び Tableau Public を活用すること。Google スプレッドシート及び Tableau Public の運用管理については、観光機構と調整の上行うこと

8. 報告書の作成

- (1) 7.(1)～(3)の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する
- (2) 報告書は紙媒体(A4版)10部、電子媒体1部とする
- (3) 概要版は紙媒体(A4版1枚程度)10部、電子媒体1部とする
- (4) ローデータの提出は電子媒体1部とする

9. その他の提案

予算の範囲内で1の事業目的に資する有効な企画があれば、提案書に盛り込むこと

10. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 表明期限:令和4年7月11日(月) 15:00
- (2) 表明先:下記問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法:別紙書式をEメールで添付送信してください

11. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書 費用項目の明細を記載すること。概算見積とし捺印不要

- ① 直接人件費：業務処理に直接必要とする経費
- ② 経常的直接経費：消耗品費、通信運搬費、旅費（業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等）
- ③ 特別直接経費：印刷製本費（調査票や報告書の印刷、翻訳等の外注分）
- ④ その他：諸経費、技術経費等

12. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例：A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は審査対象外とする

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

13. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 下記問い合わせ先に提出

(3) 提出期限 7月22日（金） 15:00

(4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない（電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

14. 企画提案に関する審査

(1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者

を審査対象者とする。

- (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは3名までとする。

15. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 指示内容が十分理解されているか
- ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか
- ③ 効果的な事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

16. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (5) 作成した北海道観光データ等に関して観光機構の web サイト等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (6) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託

する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)…再委託を行うことはできない
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)…再委託に際し、当機構の承諾を要さない

17. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は受託事業者において負担するものとする。

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構 政策・マーケティング部(担当:堀)
TEL:011-231-6736 Email:n_hori@visithkd.or.jp